

市職員の処分について

直方市は、地方公務員法第28条第2項第2号に基づき、職員の処分を行いましたので公表します。

1 処分対象者

所属部	職名	性別	年齢
産業建設部	主査	男	43歳

2 処分年月日

令和7年5月21日

3 処分内容

起訴休職

4 起訴の概要

当該職員は、令和2年6月下旬頃から令和6年4月中旬頃までの間、市が発注する機械設備に係る修繕工事等に関して、見積書を聴取する業者として甲社を選定するなど、同社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼の趣旨の下に供与される物であることを知りながら、電動工具等数十万円相当の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した、として起訴されたもの。